

概要版

† 掛川市 第二次地域福祉計画・地域福祉活動計画 †

スマイルプラン かけがわ21



H23.4.1~H28. 3. 31

掛川市

掛川市社会福祉協議会

計画策定にあたって…

計画策定の趣旨

近年、「地域力」「福祉力」という言葉が多く語られるようになりました。WHO(世界保健機構)は地域力を活かして安心・安全なまちづくりを実践する「セーフコミュニティ」という言葉を提案しています。防災・防犯が住民の関心を高め、これを契機としてより一層安全・安心の生活を創っていかうとする意欲がそこに込められています。

さて、掛川市は平成 18 (2006) 年に『掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画～スマイルプランかけがわ21～』(掛川市・掛川市社会福祉協議会)を策定し、今日まで地域住民の理解と協力を得て、地域福祉の実現に鋭意取り組んでまいりました。周知のように、平成 17(2005)年に1市2町が合併いたしました。計画策定とその後の活動をとおして、地域の特性を活かしつつ、本市全域にわたる地域福祉を推進してきました。

平成 22 (2011) 年度、新たに第二次計画の策定を踏まえて、本市はさらに大きく地域福祉の推進を図ってまいります。この計画のキーワードとポイントは、以下のとおりです。

- ① 「つなぐ」と「仕組み」をキーワードとして、顔の見えるネットワークを形成していくこと。
- ② 「交流」と「共生」をキーワードとして、住民相互のふれ合いの機会や生きがいを創っていくこと。
- ③ 「魅力」と「活力」をキーワードとして、地域の財産としての生活環境を護り育てていくこと。
- ④ 「学び」と「参加」をキーワードとして、地域の福祉実践力を高めていくこと。
- ⑤ 「安定」と「推進」をキーワードとして、住民、行政、社協が連携して地域福祉活動を強化発展させていくこと。

地域福祉は、住民の支え合いによって生まれる安心と創造の活動です。防災・防犯から男女共同参画まで、世代をつないで地域に暮らす全ての住民が協働しようとする取り組み(デザイン)こそが地域福祉計画・地域福祉活動計画なのです。

計画の位置づけと性格

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第 109 条に規定された市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との協働による策定です。これは「住民—行政—社協」の三者が一体となり、地域福祉という軸から地域を見直し、共に生活・福祉課題を解決していかうとする本市の姿勢にほかなりません。

本市の計画の特長は、「市の取り組み」「社協の取り組み」に併せて、「地域での取り組み」を具体的に明記していることです。地域福祉は三者のコラボレーション(互いの役割を分担しながら協働する関係)によってこそ、その果実を大きくしていくことができます。地域あるいは住民の理解と参加のために、三つの取り組みを相互にわかりやすく検証していくことが必要です。互いの特性を活かし、足らざるを補い、計画を実効性のある内容にしていくために、本書は主題ごとに各取り組みを一望できるように構成しています。

本市には、この計画以外にも高齢者、障がい者、児童、男女共同参画など多様な計画が策定されています。こうした諸計画とも整合性を図りながら、ときに諸計画と横断的に関わり、ときに諸計画を地域に拡げていくために、本計画は策定されています。この多角性こそが地域福祉計画等の特長なのです。(計画の概念図参照)



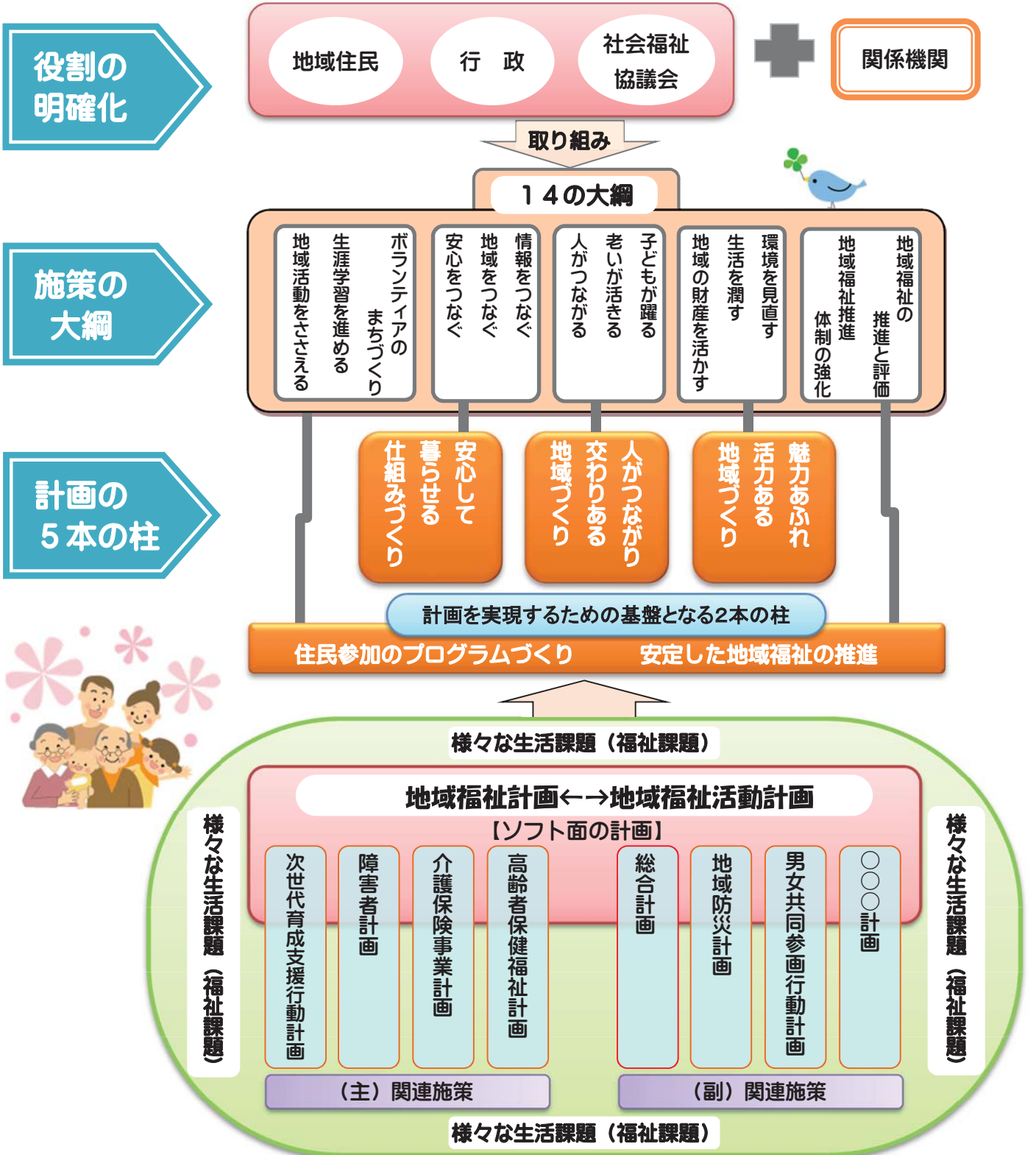
計画の期間

この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。地域の状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに地域福祉推進の評価と見直しをしながら、3年をめでに必要に応じて計画の見直しを行います。

地域福祉計画・地域福祉活動計画 スマイルプランかけがわ21 5年間（平成18年度～平成22年度）	第二次計画 5年間（平成23年度～平成27年度）
--	------------------------------------



計画の概念図





基本目標

計画の柱

みんなの幸せをつなぐ福祉のまちづくり

I 安心して暮らせる仕組みづくり

II 人がつながり交わりある地域づくり

III 魅力あふれ活力ある地域づくり

IV 住民参加のプログラムづくり

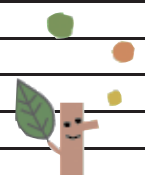
V 安定した地域福祉の推進

3本の柱を支え、
計画の推進
となる2本の柱





施策の大綱	施策
①安心をつなぐ	緊急時・災害時の支援体制の確立 防災・減災、防犯対策の推進
②地域をつなぐ	ニーズ把握体制の確立 身近な支えあい体制の推進
③情報をつなぐ	相談機能の充実 情報提供活動の充実 権利擁護体制の充実
④人がつながる	多様な人々の交流活動の充実 障がい児（者）との交流活動の促進
⑤老いが活きる	高齢者生きがい活動支援の充実 介護予防事業の充実
⑥子どもが躍る	子ども支援 子育て支援
⑦地域の財産を活かす	ひと・もの・歴史の再発見
⑧生活を潤す	生活支援サービスの充実 当事者組織の活動支援
⑨環境を見直す	ユニバーサルデザインの推進 広域タウンモビリティの推進 住みよい地域環境づくり
⑩地域活動をささえる	地区福祉協議会のネットワーク強化 地区福祉協議会活動の充実
⑪生涯学習を進める	学校発の福祉教育への支援 地域ぐるみの学びの場づくり
⑫ボランティアのまちづくり	ボランティアの開拓・養成 ボランティア活動への支援 多様な市民活動との連携
⑬地域福祉推進体制の強化	福祉関係機関の連携強化 社会資源の見直しと活用 社会福祉協議会の基盤強化
⑭地域福祉の推進と評価	地域福祉推進体制の確立 地域福祉評価体制の確立



安心して暮らせる仕組みづくり

「地域ぐるみ」の取り組みは、みんなで「安心」をつくりだすため。一人では力が出せなくても、みんなが手と手を握りあえば多くの解決を導きだすことができます。地域にはたくさんの生活課題がありますが、気づきがあれば、情報があれば、支援があれば、安心につながります。ネットワークは、顔の見える信頼の関係から始まります。住民、行政、社協等の連携・協働による、いのちを大切にする地域づくりに取り組んでいきましょう。

① 安心をつなぐ

◎緊急時・災害時の支援体制の確立

◎防災・減災、防犯対策の推進

《住民の声・望むすがた》

- ・高齢者でも、障がい者でも災害時には助けあっていきたい
- ・障がい者の地域防災に参加できる体制づくり
- ・救急に対応できる医療体制
- ・常日頃から隣の人と会話をしていきたい
- ・なにかあった時に連絡が取れる体制づくり



② 地域をつなぐ

◎ニーズ把握体制の確立

◎身近な支えあい体制の推進

《住民の声・望むすがた》

- ・プライバシーは侵害しないが、近所つきあいはしっかりしたい
- ・ほんとに支援が必要な人をしっかり把握するべき
- ・各世代の人の意見を聞く機会を増やしてほしい
- ・自分から地域への関わりがもてるようにしていきたい



③ 情報をつなぐ

◎相談機能の充実

◎情報提供活動の充実

◎権利擁護体制の充実

《住民の声・望むすがた》

- ・アパート暮らしだと何も連絡が入らない
- ・地域の独居高齢者の退院後が心配
- ・地域健康医療支援センター（ふくしあ）に期待したい
- ・情報があれば、福祉・ボランティアなどに参加したい
- ・福祉、介護をもっと身近に感じられる情報を発信してほしい



人がつながり交わりある地域づくり



地域の文化は住民のこころの表現です。多様な考え方や価値観は、交流することで共生の文化を形成していくことができます。永い伝統を大切にしている地域は、老いを優しく包み込みます。生まれてくる生命をしっかりと受けとめる地域は、元気で活気に満ちています。住民の福祉と健康、そして人権を支えていくための取り組みがいま期待されています。住民同士が学びあい、ふれあい、できることから始めましょう。

④ 人がつながる

◎多様な人々の交流活動の充実

◎障がい（児）との交流活動の充実

《住民の声・望むすがた》

- ・外国人が多いので、もっとふれあう機会があればいい
- ・世代を超えた交流ができればいい
- ・障がいの者との交流の機会がほしい
- ・健常児と同じように地域から誤解がなく支援を受けたい
- ・近隣の方と福祉について話し合う機会をもちたい



⑤ 老いが生きる

◎高齢者生きがい活動支援の充実

◎介護予防事業の充実

《住民の声・望むすがた》

- ・老人クラブが活発になれば地域福祉の推進に役立つ
- ・日々、健康に留意して皆様のお世話にならないよう努力したい
- ・日常的に気軽に寄り合い楽しみ、会話できる状況がほしい
- ・高齢者ができる限りのことをして頑張る気力も必要
- ・他地域との交流や社会交流の場がほしい



⑥ 子どもが躍る

◎子ども支援

◎子育て支援

《住民の声・望むすがた》

- ・近くに遊び場を整備して欲しい
- ・共稼ぎで忙しいが、地域行事もできるだけ参加したい
- ・若い世代が住みたくするような環境を望む
- ・同世代の子どもに障がいのある子への理解をしてほしい
- ・気軽に声をかけてくれると何か合ったときに相談しやすい



魅力あふれ活力ある地域づくり



このまちで生まれ、このまちで老いていく。永く暮らしていくためには、どこよりもこのまちが魅力的でなければなりません。自然、環境、交通、住宅など、いずれをとっても欠かすことのできない生活要件です。安全で快適な地域をデザインするのは、住民自身です。地域ごとのニーズを据え、住民の声を集め、住民の手によって活力を生み出すのです。住みやすさ、暮らしやすさをみんなで考えていきましょう。

⑦ 地域の財産を活かす

◎ひと・もの・歴史の再発見

《住民の声・望むすがた》

- ・昔の知恵を披露する機会をつくる
- ・若者に教えることでいきいきする
- ・子どもたちへ地域の行事を伝承していく
- ・祭りは子供から大人までみんなが参加できるのがいい
- ・豊かな知識、技術、生活の知恵を持った高齢者に保育園、幼稚園、小中学校の講師として活躍してほしい



⑧ 生活を潤す

◎生活支援サービスの充実

◎当事者組織の活動支援

《住民の声・望むすがた》

- ・老人になっても自立していきたい
- ・個別支援をしっかりとサポートしてほしい
- ・地域から取り残されたくない
- ・働ける場所、雇用確保できる社会にしてほしい
- ・入所、一時預かり、通所の施設を増やしてほしい



⑨ 環境を見直す

◎ユニバーサルデザインの推進

◎広域タウンモビリティの推進

◎住みよい地域環境づくり

《住民の声・望むすがた》

- ・誰もが障がいをもつ可能性がある
- ・運転ができない人のための足の確保を検討してほしい
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの環境を日頃から意識していきたい



住民参加のプログラムづくり



住民参加は地域福祉の中心です。地域にはたくさんの住民活動があります。一人で始めた行動が多くの人を巻き込んで、地域を変えていきます。住民の自治意識が行政や社協との連携を強めていきます。また、男女共同参画は新たな地域の役割を気づかせます。そして、人権と福祉は、共に学びあってこそ実現していきます。ボランティアなど住民の自由な活動をとおして、生きがいにあふれた地域をつくりだしていきましょう。

⑩ 地域活動をささえる

◎地区福祉協議会のネットワーク強化

◎地区福祉協議会活動の充実

《住民の声・望むすがた》

- ・地域の住民のつながりをもっと重視してほしい
- ・地区福祉協議会の活動、存在をもっと知ってもらいたい
- ・民生委員や福祉の方々により、安心して生活している
- ・地域福祉といわれてもよくわからないので勉強していきたい
- ・役についたことでいろいろ知ることができた



⑪ 生涯学習を進める

◎学校発の福祉教育への支援

◎地域ぐるみの学びの場づくり

《住民の声・望むすがた》

- ・障がい者と地域との関わりは重要
- ・地域の人とよく話しているので安心してしている
- ・ボランティア、福祉に関する教育を低学年より充実させ、身近なものとする
- ・地域の中で、当事者の意見を発表する場がほしい。



⑫ ボランティアのまちづくり

◎ボランティアの開拓・養成

◎ボランティア活動への支援

◎多様な市民活動との連携

《住民の声・望むすがた》

- ・気軽にお手伝いできることならやってみたい
- ・ボランティアの育成、講座に力をいれてほしい
- ・地域登録ボランティアによる家事支援システムがあるといい
- ・子育てしながら参加できるボランティア情報があるといい



安定した地域福祉の推進

地域福祉には眼に見える形がありません。たくさんの活動メニューと福祉サービス、そしてこれを実践する担い手こそが地域福祉です。住民、行政、社協を軸として、地域にある多くの機関・団体が連携して、新たな地域の資源をつくりだしていきます。公私の役割と連携を真に実現していくために、継続して達成度や充実度を話しあい、あるべき方向に向かって共に歩んでいきましょう。

⑬ 地域福祉推進体制の強化

◎福祉関係機関の連携強化

◎社会資源の見直しと活用

◎社会福祉協議会の基盤強化

《住民の声・望むすがた》

- ・ 地区福祉協議会、民生委員、老人クラブ等、日頃の接触がない
- ・ 地域、行政、各種関連団体の連携が必要
- ・ 近所づきあいが薄くなる中、地域力を高めようとする取り組みは大変いい
- ・ 市、社協、地区社協、地域生涯学習センター、自治会等の組織のつながりや役割を明確にしたほうがよい



⑭ 地域福祉の推進と評価

◎地域福祉推進体制の確立

◎地域福祉評価体制の確立

《住民の声・望むすがた》

- ・ 各地区福祉協議会により地域性、温度差がある
- ・ 地域福祉はいろいろ工夫して多くの方に出席していただく
- ・ 上からの取り組みでなく、現状の言葉を聞いてほしい
- ・ アンケートを記入して、自分の意識が低いことがわかった
- ・ お金をかけない、本当の福祉の心をもった掛川独自の活動が育っていくと良い



評価方法について

地域福祉計画の評価は、策定に関わってきた地域・行政・社協等の関係者が、評価のための組織をつくり、定期的に課題を点検し、見直しを図っていくことを評価に替えることが一般的です。本計画においても、「地域福祉計画推進（評価）委員会」を設置し、地域・行政・社協が一体となって定期的に計画の検証を行います。

この検証については、最近では重要性、効率性、有効性などを指標化して評価することが主流となっています。項目別に定量的に数値目標を決めて、その達成度を検証する方法ですが、数値化することで課題が明確になる反面で、取り組みの過程や役割の相互関係が見えにくいという欠点もあります。

本計画は行政・社協の指標のみならず、地域福祉における住民の取り組み指針ですので、「取り組みの質や内容」が理解できるように、柔軟な発想で計画達成度を把握し、そのうえで「活動指標」「取り組み指標」などの項目の検討などを行うことが必要です。

「指標等の評価の仕組み」については、「地域福祉計画推進（評価）委員会」がその役割を担いますが、住民の意見を反映しつつ、進捗状況等を整理し、下図内の作業ポイントをふまえて、2段階で実質的な評価作業を行っていくことになります。

地域福祉計画推進（評価）委員会

【委員会の作業ポイント】

- 住民が求める課題や価値を整理し、目指す目標・事業を具体化する
- 目標や成果の実現状況や過程を的確に把握し、その課題を検証する
- 自立的な改善により目標実現のための取り組みの最適化（見直し）を図る



第2段階評価

地域・行政・社協の協働する共通テーマ（事業）に関して取り組み指標を相互に確認しながら、目標達成年次の課題を明らかにする
（作業ポイント）

- ①地域・行政・社協等に共通する課題の整理
- ②事業等の取り組み指標の計画化
- ③年次計画等の経過的把握を可能とする仕組みづくりの検討



第1段階評価

《地域》

地域ごとに作成する「地域版地域福祉活動計画」に沿って、その取り組む状況を具体的に評価



《行政》

「施策評価・改善制度」を基本に各課の地域福祉関連事業がどのように充実・向上したかを、市民の視点（＝成果）から評価

《社協》

「地域版地域福祉活動計画」の評価を、社協の「地域福祉活動計画」全体の評価に反映させ、事業に関しては年次計画に沿って具体的に評価



スマイルプランかけがわ21

掛 川 市 地 域 福 祉 計 画

掛川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画